

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、太陽光発電を主とする新エネルギー等の導入促進を図り、石油代替エネルギーの確保及び地球温暖化対策を推進するため、平成21年度地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)交付要綱(平成21年7月10日付け環政計発第090710002号環境事務次官通知。)(以下「地域グリーンニューディール基金交付要綱」という。))及び地域グリーンニューディール基金事業実施要領(平成21年7月10日付け環政計発第090710002号環境省総合環境政策局長通知。)(以下「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」という。))に基づき、予算の範囲内において島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金(以下「補助金」という。))を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。))に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 県は、第3条別表に掲げる設備(以下「補助対象設備」という。))のうち、太陽光発電システム及びそのほかに1種類以上の補助対象設備の設置に要する費用(以下「補助対象経費」という。))について、予算の範囲内で当該補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。))に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 島根県内の住宅(店舗、事務所等との兼用は可とする)に太陽光発電システムを設置、若しくは太陽光発電システムが設置された島根県内の建売住宅を購入する者で、第3条別表に掲げる補助対象設備のうち、太陽光発電システムのほかに1種類以上の補助対象設備を設置し、それぞれの補助対象設備についてこの補助金の交付を受けようとする者。

(2) 自ら電力会社と電灯契約を結んでいる個人であること。

(3) 県税の滞納がないこと。

3 この要綱の規定に基づき補助金を受けて補助対象設備を設置したことがある者は、この補助金の申請をすることができない。

(補助対象設備及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる設備及び当該設備に係る補助金の額は、別表に定めるものとする。

ただし、申請1件あたりの補助金の額の合計は150,000円を上限とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項の規定により知事に提出する申請書は、補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し(補助対象設備が設置された住宅を購入する場合は、売買契約書の写し)

(2) 県税の滞納がないことを証する書類(発行後3か月以内の原本)

(3) その他知事が必要と認めるもの

3 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。))は、第1項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消

費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第 5 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかにその決定の内容を当該申請者あてに通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第 6 条 補助事業者は、次の各号に掲げる変更が生じ、規則第 9 条第 1 項の規定による知事の承認を受けようとする場合には、速やかに補助金変更交付申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

- （ 1 ）別に定める期間内に補助対象設備の設置が完了しないとき。
- （ 2 ）補助対象設備の内容を変更するとき。
- （ 3 ）補助対象経費の額を変更するとき。
- （ 4 ）補助金交付申請額を変更するとき。
- （ 5 ）その他補助目的の達成に影響を与える変更があるとき。

2 補助事業者は、やむを得ない事情等により補助事業を中止しようとするときは速やかに補助金中止承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 30 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事の指示を受けなければならない。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （ 1 ）住民票（発行後 3 か月以内の原本）
- （ 2 ）補助事業の実施を示す写真（完成写真）
- （ 3 ）補助事業の実施に係る領収書の写し
- （ 4 ）電力会社との電力需給契約の内容のわかる書類の写し
- （ 5 ）その他知事が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第 8 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金を受けようとするときは、請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(取得財産等の管理)

第10条 補助事業者は、補助対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、補助対象設備が毀損され又は、滅失したときはその旨を知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限等)

第11条 補助事業者は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。

3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(交付の決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

(1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき(補助事業者の責に帰すべき事情によるものを除く。)

(2) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。

(3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助事業者は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき(第12条第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金の返還を命ぜられたときを除く。)は、その命令に係る補助金の最後の受領の日(当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日)から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿等の保管)

第15条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月17日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月17日から施行する。

別表

種 類	補助金の額 ()										
補助対象設備の要件											
<p>1</p> <p>太陽光発電システム（必須） 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は、同等以上の性能、品質が確認されているものであり、いずれの場合も一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）により登録されたもの。 電力会社と電灯契約を結び、かつ余剰電力の受給契約が結ばれていること。 未使用品であること（中古品は対象外とする） 補助対象範囲</p> <table border="1" data-bbox="316 982 1062 1209"> <tr> <td>太陽電池モジュール</td> <td>架台</td> </tr> <tr> <td>インバータ</td> <td>保護装置</td> </tr> <tr> <td>接続箱</td> <td>直流側開閉器</td> </tr> <tr> <td>交流側開閉器</td> <td>配線・配線器具の購入・据付</td> </tr> <tr> <td>設置工事に係る費用</td> <td>余剰電力販売用電力計</td> </tr> </table>	太陽電池モジュール	架台	インバータ	保護装置	接続箱	直流側開閉器	交流側開閉器	配線・配線器具の購入・据付	設置工事に係る費用	余剰電力販売用電力計	<p>出力1kWあたり4万円 （上限3kW、12万円） 補助金の額は、太陽電池の最大出力（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に、4万円を乗じて得た額とする。 （千円未満の端数は切り捨て）</p>
太陽電池モジュール	架台										
インバータ	保護装置										
接続箱	直流側開閉器										
交流側開閉器	配線・配線器具の購入・据付										
設置工事に係る費用	余剰電力販売用電力計										
<p>2</p> <p>太陽熱温水器 太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器及び不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され給湯や空調に利用するソーラーシステム。 財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた自然循環式太陽熱温水器、強制循環式ソーラーシステム又は同等と認めるもの。 未使用品であること（中古品は対象外とする） 補助対象範囲</p> <table border="1" data-bbox="316 1633 1062 1902"> <tr> <td>集熱器（一体型のものにあつては集熱部及び貯湯部）</td> <td>配管（補助熱源装置がある場合は当該補助熱源装置の入口まで）</td> </tr> <tr> <td>架台</td> <td>配線・配線器具の購入・据付</td> </tr> <tr> <td>蓄熱槽</td> <td>その他付帯機器等の購入、据付、工事に関する費用</td> </tr> </table>	集熱器（一体型のものにあつては集熱部及び貯湯部）	配管（補助熱源装置がある場合は当該補助熱源装置の入口まで）	架台	配線・配線器具の購入・据付	蓄熱槽	その他付帯機器等の購入、据付、工事に関する費用	<p>補助対象経費が1万円以上で、その10%以内とする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>				
集熱器（一体型のものにあつては集熱部及び貯湯部）	配管（補助熱源装置がある場合は当該補助熱源装置の入口まで）										
架台	配線・配線器具の購入・据付										
蓄熱槽	その他付帯機器等の購入、据付、工事に関する費用										

3	<p>ペレットストーブ</p> <p>木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉等を固めたもの）を燃料として使用する、設計及び仕様である暖房機であること。</p> <p>未使用品であること（中古品は対象外とする）</p> <p>補助対象範囲</p> <p>ペレットストーブの購入・据付（煙突装置を含む）に関する費用</p>	<p>補助対象経費が1万円以上で、その10%以内とする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>
4	<p>薪ストーブ</p> <p>薪を燃料として使用する、設計及び仕様である暖房機であること。</p> <p>未使用品であること（中古品は対象外とする）</p> <p>補助対象範囲</p> <p>薪ストーブの購入・据付（煙突装置を含む）に関する費用</p>	<p>補助対象経費が1万円以上で、その10%以内とする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>
5	<p>LED（発光ダイオード）照明機器</p> <p>LEDを光源とする照明機器の新設設置あるいは、既存の照明機器を更新して設置するもの。但し、電球だけなど光源のみの取り替えや安定器等の配線を切断して設置するもの、単にコンセントに差し込んで設置するなど簡単に移動できるものは補助対象外とする。</p> <p>未使用品であること（中古品は対象外とする）</p> <p>補助対象範囲</p> <p>LEDを光源とする照明機器の新設設置経費、既存の照明機器をLED照明機器に更新して設置する経費</p>	<p>補助対象経費が1万円以上で、その10%以内とする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>

1～5の補助対象設備の補助金の額の合計は、申請1件あたり15万円を上限とする。

2～5の補助対象設備については、補助対象経費が1万円未満の場合は交付の対象としない。

(様式第1号)

平成 年 月 日

島根県知事様

(申請者)

〒 -

住所

氏名

印

電話番号

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金交付申請書

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助対象設備の設置場所	1 新築住宅 2 既築住宅 該当項目に をしてください。	
2. 設置建物の所有等	1 単独自己所有 2 共有 3 賃借又は使用貸借 4 その他 該当項目に をしてください。2～4の場合は承諾書を添付してください。	
3. 電灯契約者名 (必ず申請者と同一であること)		
4. 工事着工予定日及び工事完了予定日	工事着工予定日 平成 年 月 日	工事完了予定日 平成 年 月 日
5. 補助対象設備の設置等に係る補助対象経費(消費税込)	太陽光発電(最大出力(注1) . kW) 最大出力は小数点2桁未満切捨て	円
	その他の設備(種類) 設備額は1万円以上であること	円
6. 補助金交付申請額	太陽光発電(上限3kW、12万円) (千円未満切捨て)	円
	その他の設備(補助対象経費の10%以内) (千円未満切捨て)	円
	合 計 (と を合わせて上限15万円)	円

(注1) 最大出力とは、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値

7. 導入予定設備の概要	太陽光発電	太陽電池モジュールの型式名		
		製造者(メーカー)名		
		太陽電池モジュールの公称最大出力及び使用枚数	. W× 枚 = . W	
			. W× 枚 = . W	
	合計		. W	. kW
	その他設備	種類		
機器本体の型式名				
製造者(メーカー)名				
8. 他の補助金その他収入金等	国(J-PEC)の補助金		円	
	市町村()の補助金		円	
	その他収入金等(注1) (種別:)		円	
	合計		円	
9. 手続代行者	郵便番号			
	住所			
	商号又は名称			
	代表者氏名			
	担当者氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
10. 添付書類 証明書類及び登記簿謄本は発行日から3か月以内のもの	確認欄 (注2)	添付書類		
		工事請負契約書の写し(建売用の場合は売買契約書の写し)		
		導入予定設備の仕様等がわかるカタログ等(太陽光発電以外)		
		県税の滞納がないことを証明する書類		
		承諾書(自己の所有でない住宅に設置する場合)		
		建物の所有を証明する登記簿謄本(別荘等に設置する場合)		
		口座振替申出書(補助金の振込先口座の登録のため)		

(注1) 寄付金がある場合や、住宅ローン減税の適用を受け当該補助対象設備に係る減税相当額がある場合は記載してください。

(注2) 該当項目欄に 印をしてください。

(様式第2号)

平成 年 月 日

島根県知事様

(補助事業者)

〒 -
住 所
氏 名
電話番号

印

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付け指令土資第 号で交付決定通知のあった島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金について、同補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり計画を変更したいので承認されたく申請します。

記

1. 計画変更の内容

項 目	変更後		変更前		変更理由
工事完了日	平成 年 月 日		平成 年 月 日		
太陽光発電に係るモジュールの型式、メーカー、最大出力、使用枚数、補助対象経費					
太陽光発電以外の補助対象設備に係る種類、仕様等、補助対象経費(注1)					
補助金交付申請額	太陽光発電	円	太陽光発電	円	
	その他設備	円	その他設備	円	
	合 計	円	合 計	円	
その他(具体的に記載してください)					

2. 手続代行者

郵便番号	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
担当者氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

(注1) 種類、仕様等を変更した場合は、変更後の仕様等がわかるカタログ等を添付してください。

(注2) この用紙に記載仕切れない場合は、内容のわかるものを添付してください。

(様式第3号)

平成 年 月 日

島根県知事様

(補助事業者)

〒 -

住所

氏名

印

電話番号

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金中止承認申請書

平成 年 月 日付け指令土資第 号で交付決定通知のあった島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金について、同補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき下記のとおり計画を中止したいので承認されたく申請します。

記

1. 中止理由(該当する理由に 印を付けて下さい。)

印記入欄	中止の理由
	資金不足のため
	工事に着手したが、工事完了が遅れるため
	工事を将来に延期したため
	その他(中止の理由を具体的に記入してください。)

2. 手続代行者

郵便番号	
住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	

(様式第4号)

平成 年 月 日

島根県知事様

(補助事業者)

〒 -

住所

氏名

印

電話番号

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け指令土資第 号で交付決定通知のあった島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので同補助金交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 補助対象設備の設置場所		1 新築住宅 2 既築住宅 該当項目に をしてください。
2. 工事着工日及び工事完了日	工事着工日 平成 年 月 日	工事完了日 平成 年 月 日
3. 補助対象設備の設置等に係る補助対象経費(消費税込)	太陽光発電(最大出力(注1) . kW) 最大出力は小数点2桁未満切捨て	円
	その他の設備(種類) 設備額は1万円以上であること	円
4. 補助金交付申請額	太陽光発電(上限3kW、12万円) (千円未満切捨て)	円
	その他の設備(補助対象経費の10%以内) (千円未満切捨て)	円
	合 計 (と を合わせて上限15万円)	円

(注1)最大出力とは、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値

5. 導入設備の概要	太陽光発電	太陽電池モジュールの型式名		
		製造者(メーカー)名		
		太陽電池モジュールの公称最大出力及び使用枚数	. W × 枚 = . W	
			. W × 枚 = . W	
			. W × 枚 = . W	
合計	. W	. kW		
その他設備	種類			
	機器本体の型式名			
	製造者(メーカー)名			
6. 他の補助金その他収入金等	国(J-PEC)の補助金		円	
	市町村()の補助金		円	
	その他収入金等(注1) (種別:)		円	
	合計		円	
7. CO2 排出削減量	太陽光発電	次の計算式により CO2 排出削減量を求める。(小数点2桁未満切捨て)		
		. kW × 1,027kWh × 0.555kg-CO2 =	. kg-CO2	
	その他設備	太陽熱温水器	次の計算式により CO2 排出削減量を求める。(小数点2桁未満切捨て)	
		台 × 220L × 36.7MJ × 0.0185kg-C × 44 ÷ 12 =	. kg-CO2	
		ペレットストーブ	次の計算式により CO2 排出削減量を求める。(小数点2桁未満切捨て)	
		台 × 1,000kg × 17.2MJ × 0.0189kg-C × 44 ÷ 12 =	. kg-CO2	
		薪ストーブ	次の計算式により CO2 排出削減量を求める。(小数点2桁未満切捨て)	
		台 × 1,000kg × 12.0MJ × 0.0189kg-C × 44 ÷ 12 =	. kg-CO2	
LED照明機器	次の計算式により CO2 排出削減量を求める。(小数点2桁未満切捨て)			
(Wh - Wh) × 台 ÷ 1,000 × 0.555kg-CO2 =	. kg-CO2			
合計 (+)		. kg-CO2		
8. 手続代行者	郵便番号			
	住所			
	商号又は名称			
	代表者氏名			
	担当者氏名			
	電話番号			
	F A X 番号			

	確認欄(注2)		添 付 書 類
	9 . 添付書類		
			補助対象設備の設置状態を示す写真（カラー）
			補助対象設備の設置に係る領収書の写し
			電力会社との電力需給契約の内容がわかる書類の写し
			建築確認済証の写し（建売の場合）
			太陽光発電付き建売住宅が確認できる立面図（建売の場合）
			未使用品であること（中古品でないこと）の証明書

（注1）寄付金がある場合や、住宅ローン減税の適用を受け当該補助対象設備に係る減税相当額がある場合は記載してください。

（注2）該当項目欄に 印をしてください。

様式第5号

平成 年 月 日

島 根 県 知 事 様

(補助事業者)

住 所

氏 名

印

電話番号

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金請求書

平成 年 月 日付け指令土資第 号で交付決定通知のあった島根県住宅用太陽光発電等
導入促進事業補助金について、同補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請 求 額 金 _____ 円也

島 根 県 知 事 様

(補助事業者)

住 所

氏 名

印

電話番号

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金財産処分承認申請書

島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業補助金により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり承認の申請をします。

記

1. 交付決定番号

平成 年 月 日付け指令土資第 号

2. 処分の方法

該当する項目を で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

その他については具体的に記入してください。

()

3. 処分の時期 平成 年 月 日から

(平成 年 月 日まで)

4. 処分の理由

5. 処分の条件 (処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。)

6. 処分対象財産の状況

財産等の種類	財産等の名称	形式	数量	取得価格		取得年月日	残存価格		備考
				単価	金額		単価	金額	
				円	円		円	円	